

大津市生活道路拡幅整備推進事業

大津市では、4 m未満の狭い生活道路を拡幅することで、地域の防災機能の強化及び居住環境の改善を図ることを目的に「大津市生活道路拡幅整備事業」を実施しています。

道路拡幅のイメージ

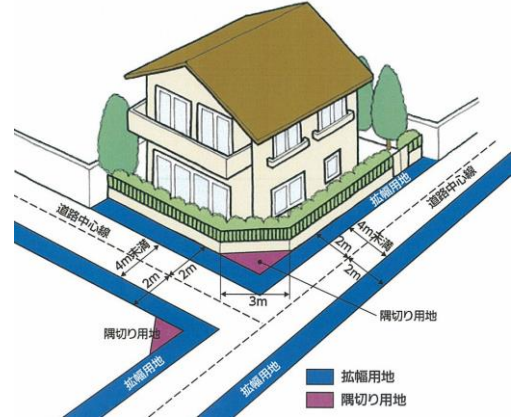
- ・敷地ごとに、道路の中心から2 mの距離まで後退した用地を公衆用道路として整備します。
- ・隅切り用地も寄付いただける場合には、交通安全対策として隅切りを整備します。

（※）生活道路とは

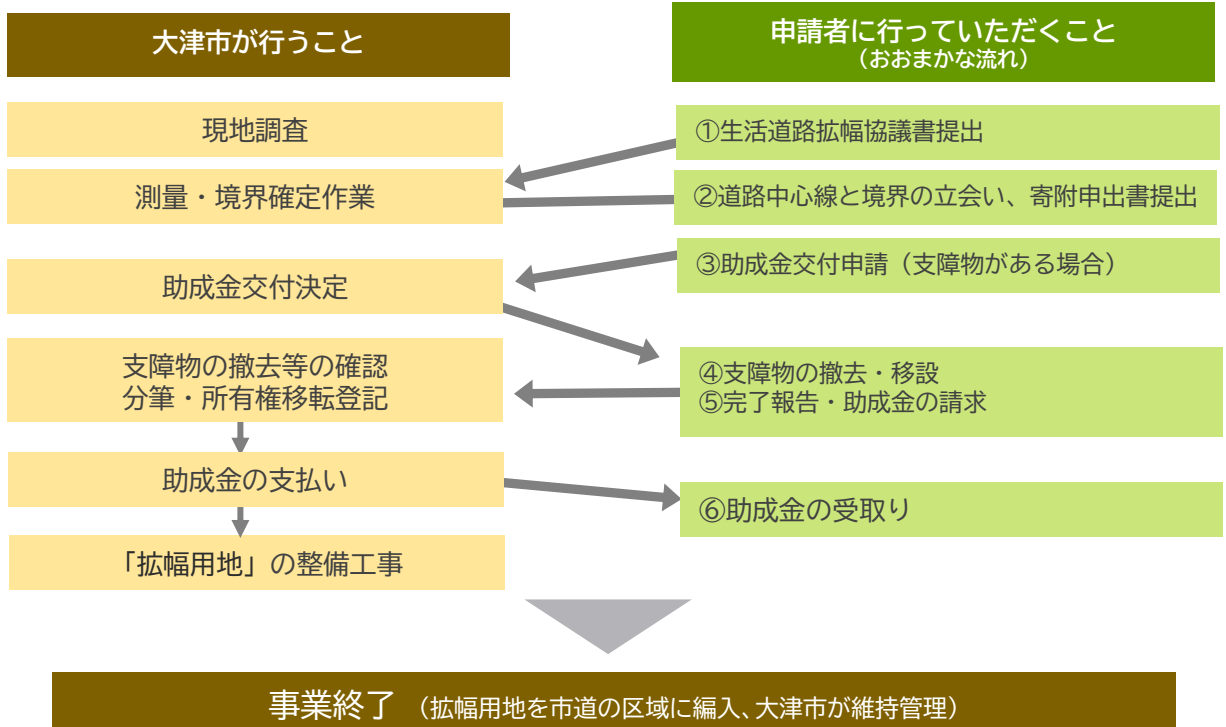
下記にあてはまり、「大津市道」の認定を受けている道路を、『生活道路』としています。

○建築基準法第4 2条第2項に規定する道路 ○幅員4 m未満で、複数の居住用の建物の敷地が隣接している道路

拡幅用地を寄附していただける場合	
拡幅用地の測量・登記	大津市が行います。
拡幅用地内の支障物件の撤去・移設	申請者で行っていただきます。費用の一部を助成します。
隅切り用地	隅切り用地を寄附していただいた場合、奨励金を交付します。
拡幅用地の整備工事	大津市が行います
拡幅用地の維持管理	大津市が行います



◇過去に「事業に協力しない」で拡幅協議を終えられた場合でも、あらためて事業協力をしていただくことができます。現地を確認させていただきますので、下記までお問合せください。



上記の他、道路管理者が定める施工基準により公衆用道路としての形態に個人で整備（工事）を行い、自主管理していただくことも可能です。その場合には、工事に要した費用の一部を助成します。

お問合せ先

大津市建築指導課 生活道路整備推進係

〒520-8575 大津市御陵町3-1 ☎ 077-528-2768（直通） 9:00～17:00

E-mail otsu1309@city.otsu.lg.jp



大津市ホームページ